第八条第四項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第二十四条中「法律の規定により都道府県」の下に「又は指定市町村」を加え、同条第一号中「第七条第四項第二号」を「第七条第四項第一号」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同条第二号中「第七条第四項第五号」を「第七条第四項第四号」に改め、同条に次の二号を加える。

四　第七条第十三項（第八条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第七条第九項第一号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務

五　第七条第十三項第一号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

政令

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十九号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「十人（うち二人）」を「十一人（うち三人）」に改める。

第四十二条第四号中「（明治四十三年法律第五十四号）」の下に「及び関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）」を加える。

第五十条第四号中「国有財産業務課」を「国有財産調整課」に改める。

第五十二条に次の三号を加える。

六　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。

七　財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定の経理に関すること。

八　財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定に属する普通財産の管理及び処分に関すること。

附　則

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「十九人」を「二十人」に改める。

第二十一条第一項中「十七人」を「十六人」に改める。

第七十八条第二号中「土地」を「不動産市場」に改める。

第二百十三条第三項中「企画観光部　交通環境部」を「交通政策部　観光部」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

内閣府
○文部科学省令第五号
厚生労働省

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十号）の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）」に、「（同法）」を「（旧児童福祉法）」に改める。

附　則

この命令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。